

## 議案第9号

北本市職員のサービスの宣誓に関する条例及び北本市立学校県費負担教職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について

北本市職員のサービスの宣誓に関する条例及び北本市立学校県費負担教職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を次のように改正する。

令和3年2月22日 提出

北本市長 三 宮 幸 雄

北本市職員のサービスの宣誓に関する条例及び北本市立学校県費負担教職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例

(北本市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正)

第1条 北本市職員のサービスの宣誓に関する条例(昭和26年条例第3号)の一部を次のように改正する。

別記様式中「氏 名 ㊟」を「氏 名」に改める。

(北本市立学校県費負担教職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正)

第2条 北本市立学校県費負担教職員のサービスの宣誓に関する条例(平成16年条例第20号)の一部を次のように改正する。

別記様式中「氏 名 ㊟」を「氏 名」に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。